

○那覇市議会における陳情書の取り扱い要綱

〔平成 21 年 5 月 1 日〕
議 長 決 裁

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、那覇市議会会議規則（昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号。以下「会議規則」という。）第 145 条に規定する陳情書又はこれに類するもの（以下「陳情書」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 陳情書 那覇市議会に提出された市政に対する意見、要望等のうち、議員の紹介のないもので、次条に規定する記載事項が整っているもの。
- (2) 受 理 本人の持参又は使送、郵送等により到達した陳情書に、受付印を押印し、陳情受理簿に記載すること。

（記載事項）

第 3 条 陳情書として必要な記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出年月日
 - (2) あて先（那覇市議会議長名）
 - (3) 陳情者の住所、氏名、（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）、押印（法人の場合は、代表者印）及び連絡先
 - (4) 陳情の件名、趣旨及び理由
- 2 前項の記載は、邦文を用いるものとする。
- 3 必要に応じ、案内図や略図等の参考資料を添付する。

（陳情書の取り扱い）

第 4 条 陳情書は、原則として受理をし、会議規則第 145 条の規定に基づき、請願の例により処理するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する陳情書は、受

理しない。

- (1) 基本的人権を否定する等、違法な又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの。
 - (2) 特定の個人又は団体を誹謗中傷し、その名誉を傷つけ又は信用を失墜させるおそれのあるもの。
 - (3) 係属中の事件に関するもので、司法権の独立を侵すおそれのあるもの。
 - (4) 私人間で解決すべきもの。
 - (5) その他議会の審議になじまないと議長が認めるもの。
- 3 前項に該当するか否かの検討を要する陳情書については、受理をし、その内容を検討の上、委員会付託又は返却等の判断をするものとする。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、陳情書の取り扱いについて、各派代表者会議で協議するものとする。
- 5 陳情書の取り扱いについては、個人情報保護に配慮するものとする。

(処理結果の通知)

第5条 受理した陳情書の処理結果（閉会中継続審査は除く。）については、陳情者へ通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。